

岩手県告示第46号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

令和3年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 一関市萩荘地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和3年1月6日から同年3月10日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 一関市藤沢町増沢地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和3年1月6日から同年3月8日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量